

2017年5月24日

「中小企業における情報セキュリティ普及促進に関する共同宣言」の支援について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：西澤 敬二、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所等の中小企業支援団体、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会（以下「JNSA」）、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」）等、中小企業や情報セキュリティの関係 10 団体が行う「中小企業における情報セキュリティの普及促進に関する共同宣言」の趣旨に賛同し、この取組みを後押しします。

具体的には、中小企業が共同宣言に基づき、「SECURITY ACTION」を実施した場合に、サイバー保険の保険料割引を提供し、付保証明書を発行します。

1. 背景・経緯

- ・IT化の進展に伴い、企業の情報資産の窃取や業務妨害を狙ったサイバー攻撃は巧妙化・悪質化しており、近年ターゲットは、政府機関や大手企業から中小企業に拡大しています。
- ・また、マイナンバー制度の運用開始に加え、本年5月には改正個人情報保護法が全面施行されるほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、サイバー攻撃・犯罪はさらに拡大する懸念が高まっています。IPAが実施した「2015年中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」では、約半数が「自社の情報セキュリティ対策が十分でない」と感じており、中小企業における情報セキュリティ対策の普及促進は喫緊の課題となっています。

2. 概要

- ・「中小企業における情報セキュリティの普及促進に関する共同宣言」は、経済産業省、中小企業庁の協力の下、中小企業や情報セキュリティに関する10団体の連携による中小企業の自発的な情報セキュリティ対策の普及促進を目的としています。
- ・中小企業は共同宣言に基づき、「SECURITY ACTION」を実施します。「SECURITY ACTION」は、取組内容に応じて2段階のレベルを設けており、4月28日から受付が開始されています。

3. 取組みの内容

① サイバー保険の割引

サイバー保険の保険料最大30%割引の提供。

② 証明書の提供

サイバー保険の加入事業者向けに、「SECURITY ACTION」を実施している旨、対外的にもPR可能な保険付保およびバックアップ体制を紹介した証明書を発行。

4. 「サイバー保険」について

- ・企業が業務を遂行する上で、被る可能性のあるサイバーセキュリティ被害を包括的に補償する損害保険です。具体的には、損害賠償金、訴訟費用、原因調査や見舞金などの事故対応費用、喪失利益、営業継続費用などを保険金としてお支払いします。
- ・また、本保険では、サイバーセキュリティ被害以外によって生じるネットワークの停止や第三者に提供するソフトウェア等の瑕疵に起因する損害についても対応可能です。
- ・本保険には、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、当該事故の公表や謝罪等の対応を要する緊急時に備え、ワンストップかつ総合的にサポートをする「緊急時総合サポートサービス」が付帯されています。
- ・また、当社では「サイバーリスク簡易診断・プラスサービス」を提供しています。本サービスは、米国の大手リスク評価会社等との共同研究で得た知見やサイバー保険の支払保険金データなどを利用して想定損害額を算出するものです。定性面・定量面の双方からサイバーリスクの診断・可視化が可能です。

以上